

# 指定居宅支援事業者等の人員、設備 及び運営に関する基準について

平成14年12月26日 障発第1226002号  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の19第1項及び第2項の規定に基づく「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の19第1項及び第2項の規定に基づく「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の19第1項及び第2項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」については、それぞれ平成14年6月13日付け厚生労働省令第78号、第80号及び第82号をもって公布され、平成15年4月1日より施行されることであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

## 第1章 基準の性格

- 1 基準省令は、指定居宅支援の事業が各法に規定する便宜を適切に実施するために必要な最低限度を定めたものであり、指定居宅支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定居宅支援の事業を行う者が満たすべき基準

を満たさない場合には、指定居宅支援の指定は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事等の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。

- 3 運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消された直後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。

## 第2章 総論

### 1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所

や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

苦情解決や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用者から受領する費用の額等を定める同一の運営規程が定められること。

人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

## 2 用語の定義（基準第2条）

基準第2条により、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

### (1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

### (2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

### (3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時

間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定居宅介護事業所と他の事業所が併設されている場合、指定居宅介護事業所の管理者と他の事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

### (4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定デイサービスについてはサービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、指定デイサービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

## 第3章 居宅介護に関する基準

### 第1節 人員に関する基準

#### (1) 従業者の員数（基準第5条。以下条文番号は知的障害者・児童についても同じ。）

指定居宅介護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定居宅介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。

なお、指定居宅介護の提供にあたる従業者

(ホームヘルパー)の要件については、別途お示しするところによる。

勤務日及び勤務時間が不定期な従業者(以下「登録従業者」という。)についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。

イ 登録従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録従業者1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。)とすること。

ロ 登録従業者によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でない認められる事業所については、当該登録従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。

出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の従業者の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

## (2) サービス提供責任者(基準第5条)

同条第2項は、事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。

サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。

イ 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が概ね450時間又はその端数を増す

ごとに1人以上

ロ 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

従って、例えば、常勤割合が比較的高いなど、従業者1人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、ロの基準によりサービス提供責任者は一人で足りることとなる

(具体的には、例えば、常勤職員4人で、そのサービス提供時間が合わせて320時間、非常勤職員が6人で、そのサービス提供時間が合わせて200時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は520時間となるが、ロの基準により、配置すべきサービス提供責任者は一人で足りることとなる)。

サービス提供責任者は、身体介護又は家事援助を行う指定居宅介護事業者については、

イ 介護福祉士

ロ 居宅介護従業者養成研修((1)で別途お示しするところによる居宅介護の提供にあたる従業者に係る養成研修をいう。以下同じ。)の1級課程(「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成13年6月20日障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「旧通知」という。)の1級課程を含む。)を修了した者

ハ ロの居宅介護従業者養成研修の2級課程(旧通知の2級課程を含む。)を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者

のうちいずれかに該当する従業者から選任すること。

介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、上記イからハと同様に取り扱って差し支えないものとする。

移動の介護又は日常生活支援を専ら行う指定居宅介護事業者については、上記イからハに該当する従業者を確保できない場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者をサービス提供責任者として選任すること。

の八に掲げる「2級課程の研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第一号に規定する3年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的な取り扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添2「介護福祉試験の受験資格の認定に係わる介護等の業務の範囲等」を参考とされたい。

なお、3年間の実務経験の要件が達成された時点と2級課程の研修修了時点との前後関係は問わないものであること。

また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動促進法（平成10年法律第1号）に基づき設立された特定非営利活動法人が身体障害者福祉法第17条の17第1項（知的障害者福祉法第15条の17第1項、児童福祉法第21条の17第1項）の規定に基づき居宅介護に係る指定を受けている又は受けることが確実に見込まれる場合であって、当該法人が指定を受けて行うことを予定している居宅介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該法人及び法人格を付与される前の当該団体に所属して当該事業を担当した経験を有する者の経験を、当該者の3年の実務経験に算入して差し支えないものとする。

なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格として実務経験の算入を認められたものと解してはならないこと。

- (9) 2級課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取り扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に1級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなけ

ればならないこと。

### (3) 管理者（基準第6条）

指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。

当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合

同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

### (4) 人員の特例要件について

介護保険法上の指定訪問介護事業者が、指定居宅介護の事業を行う場合の要件について  
ア 従業者（ホームヘルパー）について

当該事業所に置くべき従業者の員数は、指定訪問介護事業所として置くべき訪問介護員等の員数に加えて、主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）を1以上とすること。

なお、当該主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者以外の訪問介護員等が、障害者に係る指定居宅介護を行う場合は、常勤換算方法による勤務時間の算定上、指定訪問介護事業者として人員基準違反とならないよう留意されたい。

#### イ サービス提供責任者について

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）のうち事業の規模に応じて1以上とすること。

なお、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が、当該支援費制度における指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の業務を兼務することはできないこととされているので留意されたい。

#### ウ 管理者について

指定訪問介護事業所の管理者が、指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。

支援費制度上の指定居宅介護事業者が、他の指定居宅介護の事業を行う場合の要件について

#### ア 従業者（ホームヘルパー）について

当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法3法の指定居宅介護事業者として指定を受ける場合の要件も同様とする。）

#### イ サービス提供責任者について

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。（同上）

#### ウ 管理者について

当該事業所に置くべき管理者が、他の指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。（同上）

### 第2節 設備に関する基準（基準第7条）

（1）指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば

足りるものとする。

（2）事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

（3）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

（4）1（4）及び の場合の設備要件については、上記の（1）から（3）の取り扱いに準じて取り扱われたい。

### 第3節 運営に関する基準

#### （1）内容及び手続の説明（基準第8条）

利用者から利用の申し込みがあった場合には、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行う必要がある。利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、

当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地

当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容

当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

指定居宅介護の提供開始年月日

指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。

なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

#### (2) 契約支給量の報告等（基準第9条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の居宅受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月あたりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載することとしたものである。

同条第2項は、居宅受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。

同条第3項は、指定居宅介護事業者は、の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。

#### (3) 提供拒否の禁止（基準第10条）

指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合である。

#### (4) あっせん、調整及び要請に対する協力（基準第11条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅支援の利用

について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、指定居宅支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならない。

#### (5) サービス提供困難時の対応（基準第12条）

指定居宅介護事業者は、基準第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認められた場合には、基準第12条の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

#### (6) 受給資格等の確認（基準第13条）

基準第13条は、指定居宅介護の利用に係る居宅生活支援費を受けることができるのは、居宅支給決定身体障害者に限られるものであることを踏まえ、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、利用者の提示する居宅受給者証によって、居宅支給決定の有無、支給期間、支給量等を確かめなければならないこととしたものである。

#### (7) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助（基準第14条）

同条第1項は、居宅支援決定を受けていないものから利用の申し込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに居宅生活支援費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。

同条第2項は、利用者の居宅支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。

#### (8) 身分を証する書類の携行（基準第17条）

利用者が安心して指定居宅介護の提供を受け

られるよう、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定居宅介護事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(9) サービスの提供の記録（基準第18条）

利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での契約支給量の残量や指定居宅介護の利用状況を把握できるようにするために、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、内容（例えば身体介護と家事援助の別）、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。

(10) 指定居宅介護事業者が利用者等に求めることができる金銭の支払の範囲等（基準第19条）

指定居宅介護事業者は、基準第20条第1項から第3項に規定する額のほかあいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

(11) 居宅利用者負担額等の受領（基準第20条）

同条第1項は、指定居宅介護事業者は、利用者に指定居宅介護を提供した場合には法第17条の4第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額を利用者又はその扶養義務者から受けるものとするものとしたものである。

同条第2項は、法第17条の5第7項に規定する緊急の場合等に法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、同条第1項の利用者負担額のほか、利用者から法第17条の4第2項に規定する額の支払を受けるものとするものとしたものである。

同条第3項は、指定居宅介護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができることとしたものである。

同条第4項は、同条第1項から第3項までの規定による額の支払いを受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。

同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとしたものである。

(12) 居宅生活支援費の額に係る通知等（基準第21条）

指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知することとしたものである。

同条第2項は、基準第20条第2項の規定による額の支払いを受けた場合には、提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し居宅生活支援費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。

(13) 指定居宅介護の基本的及び具体的取扱方針（基準第22条）

指定居宅介護は、漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。

提供された指定居宅介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を修得する等、研鑽を行うべきものであること。

(14) 居宅介護計画の作成（基準第24条）

サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画書の様式については、各事業所毎に定めるもので差し支えない。

サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

(15) 利用者に関する市町村への通知（基準第26条）

法第43条の4第1項の規定により市町村は、偽りその他不正な手段によって居宅生活支援費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、指定居宅介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。

(16) 緊急時等の対応（基準第27条）

従業者が現に指定居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなら

ないこととしたものである。

(17) 管理者及びサービス提供責任者の責務（基準第28条）

指定居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものである。

(18) 運営規程（基準第29条）

指定居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない

（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。

指定居宅介護の内容（第4号）

「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、家事援助等のサービスの内容を指すものであること。

利用者から受領する費用の額（第4号）

市町村長が決定した指定居宅介護に係る居宅利用者負担額のほかに、基準第20条第3項に規定する額を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）

通常の事業の実施地域（第5号）

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること（以下、他の居宅支援（基準第54条第5号、第77条第5号についても同



趣旨。 )。

(19) 介護等の総合的な提供 (基準第30条)

基準第4条の基本方針等を踏まえ、指定居宅介護の事業連骨に当たっては、多種多様な居宅介護の提供を行うべき旨を明確化したものである。(専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。)指定居宅介護事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定居宅介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供しなければならず、また指定居宅介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしてはならないこととしたものである。

(20) 勤務体制の確保等 (基準第31条)

利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

指定居宅介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

同条第2項は、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供すべきことを規定したものであるが、指定居宅介護事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。

同条第3項は、当該指定居宅介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

(21) 衛生管理等 (基準第32条)

指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定居宅介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべき

ことを規定したものである。特に、指定居宅介護事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

(22) 秘密保持等 (基準第34条)

同条第1項は、指定居宅介護事業所の従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

同条第2項は、指定居宅介護事業者に対して、過去に当該指定居宅介護事業所の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

同条第3項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報や、他の指定居宅介護事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

(23) 苦情解決 (基準第36条)

同条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。

当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に提示することが望ましい。

同条第2項は、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、援護の実施者である市町村が、

サービスに関する苦情に対応する必要があることから、市町村が、指定居宅介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

同条第3項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。

#### (24) 事故発生時の対応（基準第37条）

利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましいこと。

指定居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。

指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」

（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

#### (25) 会計の区分（基準第38条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の合計を区分しな

ければならないこととしたものである。

#### (26) 記録の整備（基準第39条）

同条第2項により、指定居宅介護事業者は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかななければならないこととしたものであること。

指定居宅介護に関する記録

イ 居宅介護計画書

ロ 提供した個々の指定居宅介護に係る記録  
基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

（中略）

## 第4章 デイサービスに関する基準

### 第1節 人員に関する基準

#### (1) 従業者の員数（基準第46条）

指定デイサービスの単位とは、同時に、体的に提供される指定デイサービスをいうものであることから、例えば、午前と午後とで別の利用者に対して指定デイサービスを提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

提供時間帯を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる従業者を確保するとは、指定デイサービスの単位ごとに指導員及び介護職員（身体障害者デイサービスの場合。知的障害者デイサービスについては、指導員、児童デイサービスについては、指導員又は保育士。）について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、利用者が15人の身体障害者デイサービスについて、提供時間帯を通じて専従する指導員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する指導員の場合は、その員数としては2人が必要となる。）

なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定デイサービスについての

利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者15人に対して指定デイサービスを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者15人に対して指定デイサービスを提供する場合であって、それぞれの指定デイサービスの定員が15人である場合には、当該事業所の利用定員は15人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ2人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

同一事業所で複数の単位の指定デイサービスを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである。

(2) 指導員（基準第46条）

身体障害者の場合

身体障害者に対し適切な指導を行う能力を有する者を配置すること。

知的障害者の場合

指導員については、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成2年12月19日厚生省令第57号）第7条の5に定める生活指導員に準ずるものである。

児童の場合

障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者を配置すること。

(3) 身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスの給食及び入浴サービスの実施は事業所の任意であるが、実施する場合には必要な従業者を置く必要があること。

(4) 指定デイサービス事業を行う事業者で創作的活動を行う場合においては、その内容に応じて、必要な講師等の確保に努めること。

(5) 管理者（基準第47条）

居宅介護の場合と同趣旨であるため、第3章第1節の（3）を参照されたい。

(6) 介護保険法上の指定通所介護事業者が、身体障害者福祉法上の指定デイサービス事業者として指定を受けるための要件について

人員

ア 介護保険対象の高齢者の利用者と65歳未満の障害者の利用者の利用定員を区分するとともに、それぞれの指定基準上で必要な従業者を確保すること。

イ 管理者については、事業の運営に支障がない場合は兼務を可能とすること。

設備

設備については、それぞれの指定基準上で必要な設備及び備品等を備えるとともに、それぞれの事業に支障がない場合は、設備及び備品等を兼ねることができるとすること。

第2節 設備に関する基準

(1) 事業所（基準第48条）

事業所とは、指定デイサービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。

(2) 同条第1項に規定する設備については、それぞれに必要な設備、備品等を備えるとともに、指定デイサービスの提供に支障がない広さを有すること。

(3) 指定デイサービスが原則として同時に複数の利用者に対しデイサービスを提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定デイサービスの単位をさらにグループ分けして効果的な指定デイサービスの提供が期待される場合はこの限りではない。

第3節 運営に関する基準

(1) 居宅利用者負担額等の受領（基準第49条）

基準第49条第1項、2項、4項及び第5項の規定は、指定居宅介護に係る第20条第1項から第5項の規定（第3項除く）と同趣旨であるため、第3章第3節の01）の から（を除外）を参照されたい。

同条第3項は、指定デイサービス事業者は、

指定デイサービスの提供に関して、デイサービスにおいて提供される便宜のうち、入浴に係る光熱水費、食事の提供に係る食材料費、創作的活動に係る材料費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、同条第1項の利用者負担額のほかに利用者から支払を受けることができることとし、支援費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

(2) 指定デイサービスの基本取扱方針及び具体的取扱方針（基準第50条及び51条）指定デイサービスの基本取扱方針及び具体的取扱方針については、基準第50条及び第51条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

指定デイサービスは、個々の利用者に応じて作成されたデイサービス計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。

基準第51条第2号で定める「サービスの提供方法等」とは、デイサービス計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。

他の利用者等と同じグループとして、指定デイサービスを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。

指定デイサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整えることとしたものであるが、これは利用者の身体その他の状況に応じて適切なデイサービスの提供が図れるよう体制の整備に努めることとしたものである。

(3) デイサービス計画の作成（基準第52条）

基準第52条で定めるデイサービス計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとする。

デイサービス計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。

デイサービス計画の目標及び内容については、利用者及びその同居の家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

(4) 運営規程（基準第54条）

指定デイサービスの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定デイサービスの提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定デイサービス事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

指定デイサービスの利用定員（第4号）

利用定員とは、当該指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること

指定デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額（第5号）

「指定デイサービスの内容」については、サービスの選択内容を記載するものであること

サービス利用に当たっての留意事項（第7号）

利用者が指定デイサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること

非常災害対策

(6) の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（第77条、第91条についても同趣旨）

(5) 勤務体制の確保等（基準第55条）

基準第55条は、利用者に対する適切な指定サービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

指定サービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、サービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の指導員、介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

同条第2項は、原則として、当該指定サービス事業所の従業者たるサービス従業者によって指定サービスを提供すべきであるが、調理、洗濯等の利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

#### (6) 非常災害対策（基準第57条）

指定サービス事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定サービス事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定サービス事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

#### (7) 衛生管理等（基準第58条）

指定サービス事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、特に指定サービス事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

#### (8) 準用（基準第59条）

基準第59条の規定により、基準第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第27条及び第33から第39条までの規定は、指定サービスの事業について準用されるものであるため、第3章第3節の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(15)、(16)及び(22)から(26)を参照されたい。この場合において、準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりである。

##### イ 指定サービスに関する記録

a デイサービス計画書

b 提供した個々の指定サービスに係る記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

#### 第4節 基準該当サービスに関する基準

##### (1) 従業者の員数及び管理者（基準第60条及び第61条）

骨勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定サービスの基準と同様であり、第4章第1節を参照されたい。

##### (2) 設備に関する基準（基準第62条）

指定サービスの場合と異なり、訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「日常生活訓練室」「社会適応訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定サービスの基準と同様であり、第4章第2節を参照されたい。

##### (3) 運営に関する基準

基準第63条の規定により、基準第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条第2項、第26条、第27条、第33条から第39条まで、及び第3章第4節（第59条において準用する第21条第1項を除く。）の規定は、基準該当サービスの事業について準用されるものであるため、第3章第3節の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(15)、(16)、(22)から(26)まで及び第4章第3節((8)を除く。)を参照されたいこと。

(中略)

## 第5章 指定知的障害者地域生活援助

### 第1節 人員に関する基準

#### (1) 世話人(基準第82条)

基準第82条により、指定地域生活援助事業所には専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が1以上確保されるために必要と認められる数以上の世話人を置くこととしているが、世話人は知的障害者福祉の増進に熱意があり、数人の知的障害者の日常生活を適切に援助する能力を有する者であること。

#### (2) 管理者(基準第83条)

指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないこととされたが、指定地域生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第2節 設備に関する基準(基準第84条)

一の指定地域生活援助事業所の入居定員は4人以上7人以下とし、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとする。

居室は原則として個室とすることと定められたが、2人用居室を用いる事業所にあつては、個室に移行することが望ましい。また、居室の広さについては、入居者の私物を置くことができる広さを有するものでなければならない。

### 第3節 運営に関する基準

#### (1) 入退居(基準第85条)

指定地域生活援助は、満15歳以上の知的障害者であつて、共同生活住居への入居を必要とする者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。

#### (2) 入退居の記録の記載(基準第86条)

指定地域生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定地域生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(以下「居宅受給者証記載事項」という。)を、利用者の居宅受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。

同条第3項により、指定地域生活援助事業者は、入居者数の変動が見込まれる場合においては、利用希望者等に対する情報提供等のため、速やかに都道府県に報告しなければならないこととしたものである。

#### (3) 指定地域生活援助に係る費用の受領等(基準第87条)

同条第1項、第3項及び第4項の規定は、指定居宅介護に係る法第20条第2項、第4項及び第5項の規定と同趣旨であるため、第3章第3節の(13)を参照されたい。

同条第2項の規定は、指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、支援費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

#### (4) 社会生活上の便宜の供与(基準第90条)

指定地域生活援助事業者は、利用者の職場や利用者が授産活動のため通所する授産施設等との連絡・調整や、余暇活動の支援等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。

指定地域生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等

について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。

指定地域生活援助事業者は、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。

#### (5) 運営規程（基準第91条）

指定地域生活援助事業者は、事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定地域生活援助の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることとしたものである。

指定地域生活援助の内容（第4号）

指定地域生活援助の内容とは、利用者に対する相談、食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助をいう。

利用者から受領する費用の額

第87条第2項により家賃、光熱水費、食料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるものをいう。

#### (9) 勤務体制の確保等（基準第92条）

利用者に対する適切な指定地域生活援助の提供を確保するため、従業員の勤務体制等を定めて置かなければならない旨を定めたものであるが、世話人の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。

#### (10) 支援体制の確保（基準第93条）

指定地域生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等であって、

知的障害者援護施設等の施設を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨規定したものである。

#### (11) 入居定員及び居室の定員（基準第94条）

地域生活援助事業所の入居定員は、基準第84条第1項の規定により4人以上7人以下とされ、居室は原則として個室とすることとされたが、これら入居定員及び居室の定員を超えて入居者を入居させてはならないこととしたものである。

#### (12) 準用（基準第95条）

基準第95条の規定により、基準第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第33条から第39条まで、第53条、第57条、第58条、第76条及び第79条の規定は、指定地域生活援助の事業について準用されるものであるため、第3章第3節(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)、(9)及び(10)、(12)、(15)、(22)から(26)、第4章第3節(6)及び(7)、第5章第3節(11)及び(14)を参照されたい。

この場合において、基準第95条において準用する基準第79条について、地域の中で生活し、地域住民との連携及び協力を推進するために、指定地域生活援助事業所は、住宅地の中にあることが望ましいものであること。